

令和4年第1回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月19日(水) 13時～14時17分

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員
(15名)

会長 16番 中川和則
会長職務代理者 15番 佐々木昭英
委員 1番 金子忠博
委員 3番 高橋かおる
委員 4番 白澤克美
委員 5番 熊谷洋司
委員 6番 川村良道
委員 7番 川村和男
委員 8番 佐々木博
委員 9番 星川忠博
委員 10番 藤原幸藏
委員 11番 佐藤俊孝
委員 12番 高原弘明
委員 13番 阿部江利子
委員 14番 白澤和実
(欠席) 委員 2番 佐々木達也

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 使用貸借解約通知について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第9 議案第3号 農地利用集積計画に対する意見決定について

日程第10 議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 高橋 保

係長 照井 和歌子(産業観光課係長兼任)

主任主事 藤原 佳芳里

産業観光課

主査 岩 館 貴 紀（農業委員会事務局主査併任）

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆さまにお知らせいたします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員は15名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。なお、2番佐々木達也委員が欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから令和4年第1回矢巾町農業委員会総会を開会します。

あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは当職より指名します。13番阿部江利子委員、14番白澤和実委員、15番佐々木昭英委員をお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、照井和歌子係長にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご説明いたします。

12月22日（水）あっせん事業を佐藤俊孝委員、星川忠博委員をあっせん担当委員として行っております。

12月27日（月）農地協議を行っております。

12月28日（火）みどりの会の講習会が行われております。

1月4日（火）矢巾町議会定例会に事務局長とともに出席してございます。

同じ日になりますが、午後から、矢巾町商工会主催による令和4年矢巾町新春の集いに出席してございます。

1月に入りまして、13日（木）農地転用現地調査を川村和男委員、佐々木博委員が事務局とともに行ってございます。

同日、婚活推進ネットワーク会議役員会に、川村和男委員とともに当職が出席、同日、農地移動適正化あっせん会議を5役と事務局で行ってございます。

1月18日(火)太田地区にて人・農地プランの実践化にかかる話し合いを地区担当委員を中心に行ってございます。

そして本日、1月19日(水)午前、和味・館前・岩清水地区を対象に人・農地プランの実践化にかかる全体説明会を行い、午後から第1回農業委員会総会を行っております。

農地移動適正化あっせん会議の内容につきましては、総会後の全員協議会でお知らせいたします。

以上のことにつきまして、質疑ありますか。

《なしの声》

議長

では、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《報告第1号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局より補足説明させていただきます。

番号1から4については、町内在住のため、耕作放棄地にはならないものと思えます。

番号5については、町外在住者ではありますが、借りていた農地を返却し、規模を縮小し、維持する意向のため、耕作放棄地化しないものと思えます。このことにかかる貸借の解約については、報告2号に上がっております。

以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

では次に進みます。

日程第6、報告第2号、使用貸借解約通知について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《報告第2号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

番号1の耕作されていた方が亡くなられたため、相続した●●●●氏は自己所有農地のみを管理する労力しか確保できないとのことで解約するものになります。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

では次に進みます。

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《議案第1号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より議案第8号について補足説明させていただきます。

お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。農地法3条許可要件が記載されております。番号1から5につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。なおこれは、あっせん事業により、売買するものです。

以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

議長 <<なしの声>>

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

議長 <<なしの声>>

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 <<挙手多数（全員）>>

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。次に進みます。

高原弘明委員 はい、議長。

議長 はい、12番高原弘明委員。

高原弘明委員 はい、12番高原です。次の議案につきましては、私が所属し、役員となっている法人の関係になりますので、退席の許可をお願いいたします。

議長 退席の許可を認めます。高原委員が退席するまで、一時休憩といたします。

議長 <<休憩13:13>>

議長 <<再開13:14>>

議長 それでは再開いたします。

日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 <<議案第2号 朗読>>

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、議案第2号につきまして補足説明させていただきます。

お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。農地法第3条許可要件が記載されております。番号1から5につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

議長 <<なしの声>>

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。

高原委員が入室するまで、休憩といたします。

《休憩13:16》

《再開13:17》

議長 それでは再開いたします。

日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

《議案第3号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、議案第3号について補足説明させていただきます。

番号1から4は、現在も●●●●氏が耕作している田であり、貸借期間が切れるため、再度更新するものです。

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

議案第4号の詳細説明員を入室させますので、休憩といたします。

《休憩13:19》

《再開13:20》

議長 再開いたします。

日程第10、議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

「議案第4号 朗読」

議長

この議題に関しましては、詳細説明を産業観光課をお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いします。

岩館貴紀主査

矢巾町産業観光課の岩館です。

私の方から議案第4号についてご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

議案第4号につきましては、今回の意見聴取させていただいております、農業経営基盤の強化の促進の基本的な方針、構想につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて、都道府県が策定する農業経営基盤強化促進法方針として、各地域の事情を踏まえ、同法6条に各市町村で定めるものとなっております。令和3年の3月に岩手県の方の基本方針の変更があり、それに伴い今回、市町村の基本構想を変更するものでございます。

資料として、提出案と、新旧対照表をつけております。

主な変更内容につきましては、全部で4点あります。

まず「(1) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の整理」につきましては、現在、認定農業者を審査する際に、目標を定めており、これまで所得400万円としていましたが、県の基本方針が420万円に改正となったことを受け、当町においても同様とするものでございます。

さらに、就業時間の2,100時間と定めているところを2,000時間と県の方針が改正となったことを受け、併せて、当町においても同様とするものでございます。

次に「(2) 農地利用集積円滑化事業に関する事項の削除」につきましては、農地利用集積円滑化事業の規定が表記されていたものが、農業経営基盤強化促進法の改定に伴い、農地中間管理事業に一本化されたことにより、農地利用集積円滑化事業に関する事項の記載を削除するものでございます。

次に「(3) 既存営農類型の修正」につきましては、この先ほどの(1)の改正で、目標金額が変わったことにより、既存の営農類型の修正を行うものでございます。

次に「(4) その他文言の整理」につきましては、県の基本方針の改正に伴い、語句の変更や条項番号等の整理などを行うというものになります。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

佐々木博委員

はい、議長。

議長

はい、8番佐々木博委員。

佐々木博委員

はい、8番佐々木です。県の方針で所得額が400万円から420万円ほどに改正となったようですが、その内容がおわかりでしたらお知らせいただきたいと思っております。

岩館貴紀主査

はい、議長。

議長

はい、産業観光課岩館貴紀主査。

岩館貴紀主査

はい。8番佐々木委員のご質問にお答えいたします。厚生労働省で、毎年、勤労行動基本統計調査及び就労条件総合調査が行われており、その平均所得が変更となっていることにより、それに基づいた変更となっております。

以上、お答えいたします。

佐々木博委員 はい、議長。
議長 はい、8番佐々木博委員。
佐々木博委員 8番、佐々木です。お答えいただきありがとうございます。もう1点質問いたします。先ほどと関連しておりますが、農業次世代人材投資資金についてですが、町内でこの制度を活用して所得向上につながっている例はありますでしょうか。

岩館貴紀主査 はい、議長。
議長 はい、産業観光課岩館貴紀主査。
岩館貴紀主査 ただいまのご質問にお答えいたします。
矢巾町内で、この農業次世代人材投資資金を活用しているのは、現在2経営体でございます。どちらも順調に営農を続けているところでございます。
以上、お答えといたします。

佐々木博委員 はい、議長。
議長 はい、8番佐々木博委員。
佐々木博委員 8番、佐々木です。お答えいただきありがとうございます。
当時、私も新規就農者の制度を活用しましたが、やはりその給付が終わってからの営農の継続がとても大変です。現在、2経営体の方は順調に営農されているとのことでしたが、町としてその後のケアについても、対応していただける体制があればよろしいかと思っておりますので、よろしく願います。
以上です。

岩館貴紀主査 はい、議長。
議長 はい、岩館貴紀主査。
岩館貴紀主査 はい。貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見とは別となりますが、当町では独自事業として、令和元年度から「親元就農給付金事業」を行っております。
これは、先ほどの農業次世代人材投資資金の要件を満たすことができなかった方などが、親の農業を継承していくという方を対象とし、支援しております。これまでに、3経営体がこの事業を活用している事例もあります。
いずれにしましても、新規に農業を始めたい方や農業を継ぎたい方に対して幅広く支援していけるよう、引き続き対応して参りたいと考えております。
よろしく願います。

議長 その他、質疑ありますか。
藤原幸藏委員 はい、議長
議長 はい、10番藤原幸藏委員。
藤原幸藏委員 はい、10番藤原です。この方針案を作成された担当の方は大変だったと思われま
す。ありがとうございます。私からは4点の質問をしたいと思っております。
1点目ですが、1ページの「地域の現状と課題」の中で、「農地を集約」と表記しているところがありますが、今は「農地を集積・集約」という表現の方がよろしいのではないのでしょうか。
続いて、2点目の質問ですが「優良な経営の事例」という表現があります。その具体的な事例はどのようなものなのか、お知らせいただきたいと思っております。
続いて、3点目の質問は、3ページの「支援措置の実施」ですが、文章中に「矢巾町農業従事人口の約半数を占めている女性農業者」とありますが、状況についてお知らせいただきたいと思っております。

最後、4点目ですが、「第3効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」ですが、「目標年次は令和12年度とする」とありますが、昨今の農業情勢は頻繁に変化しています。どのような理由から令和12年度が目標となったのかをお伺いします。

岩館貴紀主査

はい、議長。

議長

はい、産業観光課岩館主査。

岩館貴紀主査

10番藤原幸藏委員のご質問にお答えします。

1点目の「集約」の部分につきましては、お話のとおり、「集約・集積」と変更をしたいと思います。

2点目の優良事例につきましても、具体的な例を示せるような形で検討することを含めて、ご意見としていただければと思います。

3点目の農業従事者の女性農業者の数値につきましては、精査したいと思います。同様にご意見としていただければと思います。

4点目の「目標年次を令和12年度」としているところでございますが、これについては、この基本構想では、おおむね10年後を目標年として、策定するというのが法律で規定されており、それにより令和12年度ととしているところでございます。

議長

その他、質疑ありますか。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

はい、11番佐藤です。

質問させていただきます。まず、目標に対して、どのように実施し、対応していくという内容が、2ページ、3ページに記載されています。

課題とか目標についてはこのとおりと思われそうですが、特に注視してみたのが、2ページの「4支援措置の実施」のところですか。これは目標を定めてそれに対して実施措置を行うという内容と思われそうですが、文末のところ、「実施する」、「推進する」、「促進する」となっております。いわゆる目標的なところの方針状況を示してる言葉で結んでおります。ここは、やはり具体的にその達成のためにどのような手段を政策として行うのかということが示されないと、内容が伝わってこないと思われしますので、ここは是非、改めていただければと思いました。

方向性を示すための「推進」とか「促進」だとかいう言葉で結んでいくことは、目標そのものを受けて、どのようなことをどう具体策として示していくかなど、措置について記載することが必要であり、そういった文章表現となるべきだと思います。

続けて、5ページの第3に「効率的かつ安定的な農業を営む者」という主語がたくさん出てきています。これは同じような言葉を繰り返す場合に、よく行政文書で活用する手法として、「以下〇〇という」という方法を使っているものがあります。そのような方法をとることによってわかりやすくなると思われそうです。ここの文章表現についても、検討していただければと思います。

それから、20ページに「別表1個別経営の営農類型、営農規模、生産方式」で、ここにモデルケースが並べられて、ここに矢巾町として推進している作物が述べられていますでしょうか。もう一度見ていただきたいと思えます。重ねてみるとそのあたりも明らかになってくる。そのように思います。

以上、質問と意見を重ねてしまいました。私からは以上になります。

岩館貴紀主査 はい、議長。

議長 はい、産業観光課岩館主査。

岩館貴紀主査 11番佐藤委員のご質問にお答えいたします。全体的な文章表現等のところを中心に貴重なご意見ありがとうございます。事務局についても、作りこみの甘さ等、あらためて認識したところがございます。ご指摘がありましたところにつきましては、内部で検討をしたいと思っております。また、この後も県、あるいは農業会議など関係機関からもご意見をいただきたいと思いますので、そちらの意見と併せて見直しを行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番佐藤です。この基本構想はいつごろを目途に作成するものですか。

岩館貴紀主査 はい、議長。

議長 はい、産業観光課岩館主査。

岩館貴紀主査 お答えいたします。県の方からは、3月を目途に見直しをすることと示されておりますので、それに向けて手続きを進めているところでございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 そのスケジュールですが、各委員さんから出された意見をもって内容を修正すると思われませんが、次、審議するとした場合は、2月の総会あるいは3月総会で提案されるという解釈でよろしいでしょうか。

岩館貴紀主査 はい、議長。

議長 はい、岩館貴紀主査。

岩館貴紀主査 各関係機関に意見照会しておりますので、その回答を反映したものを県に協議を行う予定です。それを3月と考えています。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 そうしますと、本日の審議された改訂版を確認できるのはいつになりますか。

岩館貴紀主査 はい、議長。

議長 はい、岩館貴紀主査。

岩館貴紀主査 県の協議が終わり、基本構想の最終版が示されますので、その時になります。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 我々委員は、確認できるのは、その後ですか。

岩館貴紀主査 はい、議長。

議長 はい、岩館貴紀主査。

岩館貴紀主査 本日、いただいた意見を反映したものは、来月の全員協議会でお示ししたいと思います。

議長 そのほか、質疑ありますか。

川村和男委員 はい、議長。

議長 はい、7番川村和男委員。

川村和男委員 はい、7番川村です。新旧対照表の5ページですが、私どもは集落営農を行っていますが、前回の目標2、100時間で、年間所得400万円に到達するというのを、今回の見直しで目標2、000時間で、年間所得420万円とするところですが、この変更する経緯をお知らせいただきたいと思います。

岩館貴紀主査 はい、議長。

議長 はい、議長。

岩館貴紀主査 7番川村和男委員のご質問にお答えいたします。
この部分につきましては、先ほどの佐々木博委員に対してお答えしたとおりですが県の基本構想の改正に合わせてのものになります。
厚生労働省で、毎年、勤労行動基本統計調査及び就労条件総合調査が行われており、その平均所得が変更となっていることにより、それに基づいた変更となっております。
以上、お答えとさせていただきます。

議長 他質疑ございますか。

佐々木昭英会長職務代理者 はい、議長。

議長 はい、15番佐々木昭英会長職務代理者。

佐々木昭英会長職務代理者 15番佐々木です。先ほどの、佐藤俊孝委員の質問と重複いたしますが、基本構想2ページ目の支援措置の実施につきまして、それぞれの語尾が「実施する」、「推進する」、「誘導する」、「促進する」となっていて、まるで政治家が話すような玉串色になっていて、全然内容がつかめません。
申し訳ございませんが、まず、これは案ですので、玉串色で閉めるのではなく、きちんとして具体的な内容で訂正し、県に提出するよう求めます。以上です。

岩館貴紀主査 はい、議長。

議長 はい、産業観光課岩館主査。

岩館貴紀主査 先ほど、佐藤俊孝委員にお答えしたとおり、再度内部で検討いたします。
以上でございます。

議長 他質疑ございますか。

議長 <<なしの声>>

議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。

議長 <<なしの声>>

議長 討論なしと認めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 ただ今、上程いたしました議案第4号の取り扱いについて、検討したいと思っておりますので、お時間をいただきたいと思っております。

議長 それでは、ただいまから休憩といたします。

<<休憩14:08>>
<<再開14:13>>

議長 再開いたします。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

お時間をいただき、大変申し訳ございません。

議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取に対する意見決定につきまして、次の5点について、意見としたいと思います。

①第1の1地域の現状と課題「担い手に農地を集約すること」を「担い手に農地の集積・集約化すること」に改めること。

②第1の4「支援措置の実施」について、具体的支援策を記載し、各項目を整理すること。

③第1の4支援措置の実施(9)「約半数を占めている女性農業者」について、数値を示して記載すること。

④第3「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用改善に関する事項」について文書表現について、主語を具体化し、不要な接続詞の多用を避ける文体とすること。

⑤別表1から4「営農類型、経営規模の記載」について、町として推進している特産作物等について、その営農類型や経営規模を記載すること。

以上の5点を、当農業委員会の意見として矢巾町長に対して提出することと致します。

なお、改訂したものは後日、各委員に郵送あるいはメール転送いたしまして、確認いただき、質問意見を募り、この構想が確定となったものを、来月の全員協議会で各委員にお示ししたいと思います。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長

それでは、ただいま事務局から説明がありましたとおり、本議案につきましては先程の5項目の内容を当農業委員会として、矢巾町長に対して、意見提出することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数(全員)》

議長

挙手多数ですので、そのとおり進めることで決めます。

産業観光課岩館主査が退席しますので、休憩といたします。

《休憩14:14》

《再開14:15》

議長

再開します。

以上で、議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。

皆さま、大変お疲れさまでした。

《終了 14:17》

以上は、令和4年1月19日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和4年第1回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番
